

2014.10.23

「消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会」報告書（案）に
対する意見

一般財団法人 日本消費者協会
理事長 松岡 万里野

本日の発言時間が 5 分とのことなので、補足として提出いたします。

<新資格の名称について>

報告書案には盛り込まれていないが、新資格の名称の検討を加えるべきではないか。新たな消費生活相談員の名称は、従来の 3 資格の名称とは分離し新しい名称とすべきである。移行措置を厳格にしているのに、国家資格と付けたとしても、過去の名称と同じになるのでは、紛らわしい。いままで名称が 3 つあることの分かり難さを指摘されてきたところで、国家資格の名称はひとつにすべきである。

<消費生活相談員の職務>

P3 1. 消費生活相談員の職務の中に、消費者からの苦情に係る相談だけでなく、一般的な消費生活に係る相談に対する助言も加えられたい。

以上